

○電気設備の技術基準の解釈（20130215 商局第4号）の一部を改正する規程 新旧対照表

（次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。）

改正後	改正前
<p>制定 20130215 商局第 4 号 平成 25 年 3 月 14 日付け 改正 20130318 商局第 5 号 平成 25 年 5 月 20 日付け 改正 20130510 商局第 1 号 平成 25 年 5 月 31 日付け 改正 20130925 商局第 1 号 平成 25 年 10 月 7 日付け 改正 20131213 商局第 1 号 平成 25 年 12 月 24 日付け 改正 20140626 商局第 2 号 平成 26 年 7 月 18 日付け 改正 20151124 商局第 2 号 平成 27 年 12 月 3 日付け 改正 20160309 商局第 2 号 平成 28 年 4 月 1 日付け 改正 20160418 商局第 7 号 平成 28 年 5 月 25 日付け 改正 20160826 商局第 1 号 平成 28 年 9 月 13 日付け 改正 20160905 商局第 2 号 平成 28 年 9 月 23 日付け 改正 20170803 保局第 1 号 平成 29 年 8 月 14 日付け 改正 20180824 保局第 2 号 平成 30 年 10 月 1 日付け 改正 20200220 保局第 1 号 令和 2 年 2 月 25 日付け 改正 20200511 保局第 2 号 令和 2 年 5 月 13 日付け 改正 20200527 保局第 2 号 令和 2 年 6 月 1 日付け 改正 20200806 保局第 3 号 令和 2 年 8 月 12 日付け 改正 20210317 保局第 1 号 令和 3 年 3 月 31 日付け 改正 20210524 保局第 1 号 令和 3 年 5 月 31 日付け <u>改正 20220328 保局第 1 号 令和 4 年 4 月 1 日付け</u></p>	<p>制定 20130215 商局第 4 号 平成 25 年 3 月 14 日付け 改正 20130318 商局第 5 号 平成 25 年 5 月 20 日付け 改正 20130510 商局第 1 号 平成 25 年 5 月 31 日付け 改正 20130925 商局第 1 号 平成 25 年 10 月 7 日付け 改正 20131213 商局第 1 号 平成 25 年 12 月 24 日付け 改正 20140626 商局第 2 号 平成 26 年 7 月 18 日付け 改正 20151124 商局第 2 号 平成 27 年 12 月 3 日付け 改正 20160309 商局第 2 号 平成 28 年 4 月 1 日付け 改正 20160418 商局第 7 号 平成 28 年 5 月 25 日付け 改正 20160826 商局第 1 号 平成 28 年 9 月 13 日付け 改正 20160905 商局第 2 号 平成 28 年 9 月 23 日付け 改正 20170803 保局第 1 号 平成 29 年 8 月 14 日付け 改正 20180824 保局第 2 号 平成 30 年 10 月 1 日付け 改正 20200220 保局第 1 号 令和 2 年 2 月 25 日付け 改正 20200511 保局第 2 号 令和 2 年 5 月 13 日付け 改正 20200527 保局第 2 号 令和 2 年 6 月 1 日付け 改正 20200806 保局第 3 号 令和 2 年 8 月 12 日付け 改正 20210317 保局第 1 号 令和 3 年 3 月 31 日付け 改正 20210524 保局第 1 号 令和 3 年 5 月 31 日付け</p>
<p>電気設備の技術基準の解釈</p>	<p>電気設備の技術基準の解釈</p>
<p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p>目次～第 8 条 (略)</p>	<p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p>目次～第 8 条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>【低圧ケーブル】（省令第6条、第21条、第57条第1項）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項各号に規定する性能を満足するMIケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 銅管は、次に適合するものであること。</p> <p>イ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「銅及び銅合金の継目無管」の「適用」の欄に規定するものであること。</u></p> <p>ロ （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>5 （略）</p>	<p>【低圧ケーブル】（省令第6条、第21条、第57条第1項）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>第3項</u>各号に規定する性能を満足するMIケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 銅管は、次に適合するものであること。</p> <p>イ <u>日本産業規格 JIS H 3300 (2009) 「銅及び銅合金の継目無管」に規定する銅及び銅合金の継目無管の C 1100、C 1201 又は C 1220</u> であること。</p> <p>ロ （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>5 （略）</p>
<p>【高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項）</p> <p>第15条 高圧又は特別高圧の電路（第13条各号に掲げる部分、次条に規定するもの及び直流電車線を除く。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 特別高圧の電路においては、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電路の絶縁耐力の確認方法」の「適用」の欄に規定する方法により絶縁耐力を確認したものであること。</u></p>	<p>【高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項）</p> <p>第15条 高圧又は特別高圧の電路（第13条各号に掲げる部分、次条に規定するもの及び直流電車線を除く。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 特別高圧の電路においては、<u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E7001 (2018) 「電路の絶縁耐力の確認方法」の「3. 1 特別高圧の電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。</u></p>
<p>【機械器具等の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項、第3項）</p> <p>第16条 変圧器（放電灯用変圧器、エックス線管用変圧器、吸上変圧器、試験用変圧器、計器用変成器、第191条第1項に規定する電気集</p>	<p>【機械器具等の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項、第3項）</p> <p>第16条 変圧器（放電灯用変圧器、エックス線管用変圧器、吸上変圧器、試験用変圧器、計器用変成器、第191条第1項に規定する電気集</p>

改正後	改正前
<p>じん応用装置用の変圧器、同条第2項に規定する石油精製用不純物除去装置の変圧器その他の特殊の用途に供されるものを除く。以下この章において同じ。)の電路は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電路の絶縁耐力の確認方法」の「適用」の欄に規定する方法により絶縁耐力を確認したものであること。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 開閉器、遮断器、電力用コンデンサ、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具(第1項から前項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具(第142条第九号に規定するものをいう。))を除く。以下この項において「器具等」という。)の電路並びに発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線(電路を構成するものに限る。)は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電路の絶縁耐力の確認方法」の「適用」の欄に規定する方法により絶縁耐力を確認したものであること。</u></p> <p>四・五 (略)</p>	<p>じん応用装置用の変圧器、同条第2項に規定する石油精製用不純物除去装置の変圧器その他の特殊の用途に供されるものを除く。以下この章において同じ。)の電路は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E7001 (2018)「電路の絶縁耐力の確認方法」の「3. 2 変圧器の電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 開閉器、遮断器、電力用コンデンサ、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具(第1項から第5項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具(第142条第九号に規定するものをいう。))を除く。以下この項において「器具等」という。)の電路並びに発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線(電路を構成するものに限る。)は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E7001 (2018)「電路の絶縁耐力の確認方法」の「3. 3 器具等の電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。</u></p> <p>四・五 (略)</p>
<p>【工作物の金属体を利用した接地工事】 (省令第11条)</p> <p>第18条 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物において、当該建物の鉄骨又は鉄筋その他の金属体(以下この条において「鉄骨等」という。)を、<u>前条第1項から第4項までに規定する接地工事その他の接地工事に係る共用の接地極に使用する場合には、建物の鉄骨又は鉄筋コンクリートの一部を地中に埋設するととも</u></p>	<p>【工作物の金属体を利用した接地工事】 (省令第11条)</p> <p>第18条 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物において、当該建物の鉄骨又は鉄筋その他の金属体(以下この条において「鉄骨等」という。)を、<u>第17条第1項から第4項までに規定する接地工事その他の接地工事に係る共用の接地極に使用する場合には、建物の鉄骨又は鉄筋コンクリートの一部を地中に埋設するととも</u></p>

改正後	改正前
<p>に、等電位ボンディング（導電性部分間において、その部分間に発生する電位差を軽減するために施す電氣的接続をいう。）を施すこと。 また、鉄骨等を A 種接地工事又は B 種接地工事の接地極として使用する場合には、更に次の各号により施設すること。なお、これらの場合において、鉄骨等は、接地抵抗値によらず、共用の接地極として使用することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第一号、第二号及び前号の規定における 1 線地絡電流が流れた場合の接触電圧を推定するために用いる接地抵抗値は、実測値又は民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「病院電気設備の安全基準」の「適用」の欄に規定する要件によること。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>【電気機械器具の熱的強度】（省令第 8 条）</p> <p>第 20 条 電路に施設する変圧器、遮断器、開閉器、電力用コンデンサ又は計器用変成器その他の電気機械器具は、民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電気機械器具の熱的強度の確認方法」の「適用」の欄に規定する方法により熱的強度を確認したとき、通常の使用状態で発生する熱に耐えるものであること。</p> <p>【変圧器等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】（省令第 27 条の 2）</p> <p>第 31 条 （略）</p> <p>2 測定装置は、民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「人体ばく露を考慮した直流磁界並びに 1Hz～100kHz の交流磁界及び交流電界の測定－第 1 部：測定器に対する要求事項」の「適用」の欄に規定するものであること。</p>	<p>に、等電位ボンディング（導電性部分間において、その部分間に発生する電位差を軽減するために施す電氣的接続をいう。）を施すこと。 また、鉄骨等を A 種接地工事又は B 種接地工事の接地極として使用する場合には、更に次の各号により施設すること。なお、これらの場合において、鉄骨等は、接地抵抗値によらず、共用の接地極として使用することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第一号、第二号及び第三号の規定における 1 線地絡電流が流れた場合の接触電圧を推定するために用いる接地抵抗値は、実測値又は日本産業規格 JIS T 1022 (2006) 「病院電気設備の安全基準」の「附属書（参考）建築構造体の接地抵抗の計算」によること。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>【電気機械器具の熱的強度】（省令第 8 条）</p> <p>第 20 条 電路に施設する変圧器、遮断器、開閉器、電力用コンデンサ又は計器用変成器その他の電気機械器具は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E7002 (2018) 「電気機械器具の熱的強度の確認方法」の規定により熱的強度を確認したとき、通常の使用状態で発生する熱に耐えるものであること。</p> <p>【変圧器等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】（省令第 27 条の 2）</p> <p>第 31 条 （略）</p> <p>2 測定装置は、日本産業規格 JIS C 1910 (2004) 「人体ばく露を考慮した低周波磁界及び電界の測定－測定器の特別要求事項及び測定の手引き」に適合する 3 軸のものであること。</p>

改正後	改正前
<p>3 (略)</p> <p>【高圧又は特別高圧の電路に施設する過電流遮断器の性能等】(省令第14条)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 過電流遮断器として高圧電路に施設する包装ヒューズ(ヒューズ以外の過電流遮断器と組み合わせて1の過電流遮断器として使用するものを除く。)は、次の各号のいずれかのものであること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に適合する高圧限流ヒューズ</p> <p>イ 構造は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「高圧限流ヒューズ」の「適用」の欄に規定する要件に適合すること。</u></p> <p>ロ 完成品は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「高圧限流ヒューズ」の「適用」の欄に規定する要件に適合すること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>【サイバーセキュリティの確保】(省令第15条の2)</p> <p>第37条の2 省令第15条の2に規定するサイバーセキュリティの確保は、次の各号によること。</p> <p>一 スマートメーターシステムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 JESC Z0003(2019)「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」による<u>こと。配電事業者においても同規格に準じること。</u></p> <p>二 電力制御システムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 JESC Z0004(2019)「電力制御システムセキュリティガイドライン」による<u>こと。配電事業者においても同規格に準じること。</u></p>	<p>3 (略)</p> <p>【高圧又は特別高圧の電路に施設する過電流遮断器の性能等】(省令第14条)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 過電流遮断器として高圧電路に施設する包装ヒューズ(ヒューズ以外の過電流遮断器と組み合わせて1の過電流遮断器として使用するものを除く。)は、次の各号のいずれかのものであること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に適合する高圧限流ヒューズ</p> <p>イ 構造は、<u>日本産業規格 JIS C 4604(1988)「高圧限流ヒューズ」の「6 構造」に適合すること。</u></p> <p>ロ 完成品は、<u>日本産業規格 JIS C 4604(1988)「高圧限流ヒューズ」の「7 試験方法」の試験方法により試験したとき、「5 性能」に適合すること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>【サイバーセキュリティの確保】(省令第15条の2)</p> <p>第37条の2 省令第15条の2に規定するサイバーセキュリティの確保は、次の各号によること。</p> <p>一 スマートメーターシステムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 JESC Z0003(2019)「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」による<u>こと。</u></p> <p>二 電力制御システムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 JESC Z0004(2019)「電力制御システムセキュリティガイドライン」による<u>こと。</u></p>

改正後	改正前
<p>【変電所等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】（省令第 27 条の 2）</p> <p>第 39 条（略）</p> <p>2 測定装置は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「人体ばく露を考慮した直流磁界並びに 1Hz～100kHz の交流磁界及び交流電界の測定－第 1 部：測定器に対する要求事項」の「適用」の欄に規定するものであること。</u></p> <p>3（略）</p> <p>【ガス絶縁機器等の圧力容器の施設】（省令第 33 条）</p> <p>第 40 条 ガス絶縁機器等に使用する圧力容器は、次の各号によること。</p> <p>一（略）</p> <p>二 ガス圧縮機を有するものにあつては、ガス圧縮機の最終段又は圧縮絶縁ガスを通じる管のこれに近接する箇所及びガス絶縁機器又は圧縮絶縁ガスを通じる管のこれに近接する箇所には、最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「安全弁」に適合する安全弁</u>を設けること。</p> <p>三・四（略）</p> <p>2 開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置に使用する圧力容器は、次の各号によること。</p> <p>一（略）</p> <p>二 空気タンクは、前号の規定に準じるほか、次によること。</p> <p>イ 材料、材料の許容応力及び構造は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「圧力容器の構造－一般事項」に準</u>じること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p>	<p>【変電所等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】（省令第 27 条の 2）</p> <p>第 39 条（略）</p> <p>2 測定装置は、<u>日本産業規格 JIS C 1910（2004）「人体ばく露を考慮した低周波磁界及び電界の測定－測定器の特別要求事項及び測定の手引き」に適合する 3 軸のものであること。</u></p> <p>3（略）</p> <p>【ガス絶縁機器等の圧力容器の施設】（省令第 33 条）</p> <p>第 40 条 ガス絶縁機器等に使用する圧力容器は、次の各号によること。</p> <p>一（略）</p> <p>二 ガス圧縮機を有するものにあつては、ガス圧縮機の最終段又は圧縮絶縁ガスを通じる管のこれに近接する箇所及びガス絶縁機器又は圧縮絶縁ガスを通じる管のこれに近接する箇所には、最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、<u>日本産業規格 JIS B 8210（2009）「蒸気用及びガス用ばね安全弁」に適合する安全弁</u>を設けること。</p> <p>三・四（略）</p> <p>2 開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置に使用する圧力容器は、次の各号によること。</p> <p>一（略）</p> <p>二 空気タンクは、前号の規定に準じるほか、次によること。</p> <p>イ 材料、材料の許容応力及び構造は、<u>日本産業規格 JIS B 8265（2010）「圧力容器の構造－一般事項」に準</u>じること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p>

改正後	改正前
<p>三・四 (略)</p> <p>五 空気圧縮機の最終段又は圧縮空気を通じる管のこれに近接する箇所及び空気タンク又は、圧縮空気を通じる管のこれに近接する箇所には最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「安全弁」</u>に適合する安全弁を設けること。ただし、圧力 1MPa 未満の圧縮空気装置にあっては、最高使用圧力以下の圧力で作動する安全装置をもってこれに替えることができる。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>【太陽電池発電所等の電線等の施設】 (省令第 4 条)</p> <p>第 46 条 太陽電池発電所に施設する高圧の直流電路の電線（電気機械器具内の電線を除く。）は、高圧ケーブルであること。ただし、取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じた場所において、次の各号に適合する太陽電池発電設備用直流ケーブルを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 完成品は、次に適合するものであること。</p> <p>イ～二 (略)</p> <p>ホ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「プラスチック-実験室光源による暴露試験方法 第 1 部：通則」</u>及び日本産業規格 JIS K 7350-2 (2008) 「プラスチック-実験室光源による暴露試験方法-第 2 部：キセノンアークランプ」の試験方法により試験したとき、クラックが生じないこと。</p> <p>へ・ト (略)</p>	<p>三・四 (略)</p> <p>五 空気圧縮機の最終段又は圧縮空気を通じる管のこれに近接する箇所及び空気タンク又は、圧縮空気を通じる管のこれに近接する箇所には最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、<u>日本産業規格 JIS B 8210 (2009) 「蒸気用及びガス用ばね安全弁」</u>に適合する安全弁を設けること。ただし、圧力 1MPa 未満の圧縮空気装置にあっては、最高使用圧力以下の圧力で作動する安全装置をもってこれに替えることができる。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>【太陽電池発電所等の電線等の施設】 (省令第 4 条)</p> <p>第 46 条 太陽電池発電所に施設する高圧の直流電路の電線（電気機械器具内の電線を除く。）は、高圧ケーブルであること。ただし、取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じた場所において、次の各号に適合する太陽電池発電設備用直流ケーブルを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 完成品は、次に適合するものであること。</p> <p>イ～二 (略)</p> <p>ホ <u>日本産業規格 JIS K 7350-1 (1995) 「プラスチック-実験室光源による暴露試験方法 第 1 部：通則」</u>及び日本産業規格 JIS K 7350-2 (2008) 「プラスチック-実験室光源による暴露試験方法-第 2 部：キセノンアークランプ」の試験方法により試験したとき、クラックが生じないこと。</p> <p>へ・ト (略)</p>

改正後	改正前
<p>【常時監視をしない発電所の施設】（省令第46条第2項）</p> <p>第47条の2 技術員が当該発電所又はこれと同一の構内において常時監視をしない発電所は、次の各号によること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第3項から第6項まで、第8項、第9項及び第11項の規定における「随時巡回方式」は、次に適合するものであること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 発電所は、電気の供給に支障を及ぼさないよう、次に適合するものであること。</p> <p>（イ） 当該発電所に異常が生じた場合に、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>が電気を供給する需要場所（当該発電所と同一の構内又はこれに準ずる区域にあるものを除く。）が停電しないこと。</p> <p>（ロ） 当該発電所の運転又は停止により、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>が運用する電力系統の電圧及び周波数の維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>ハ （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2～10 （略）</p> <p>11 第1項に規定する発電所のうち、工事現場等に施設する移動用発電設備（貨物自動車等に設置されるもの又は貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備をいう。）であって、随時巡回方式により施設するものは、次の各号によること。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 <u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>が運用する電力系統と電氣的に接続しないこと。</p> <p>七～十 （略）</p>	<p>【常時監視をしない発電所の施設】（省令第46条第2項）</p> <p>第47条の2 技術員が当該発電所又はこれと同一の構内において常時監視をしない発電所は、次の各号によること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第3項から第6項まで、第8項、第9項及び第11項の規定における「随時巡回方式」は、次に適合するものであること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 発電所は、電気の供給に支障を及ぼさないよう、次に適合するものであること。</p> <p>（イ） 当該発電所に異常が生じた場合に、<u>一般送配電事業者</u>が電気を供給する需要場所（当該発電所と同一の構内又はこれに準ずる区域にあるものを除く。）が停電しないこと。</p> <p>（ロ） 当該発電所の運転又は停止により、<u>一般送配電事業者</u>が運用する電力系統の電圧及び周波数の維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>ハ （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2～10 （略）</p> <p>11 第1項に規定する発電所のうち、工事現場等に施設する移動用発電設備（貨物自動車等に設置されるもの又は貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備をいう。）であって、随時巡回方式により施設するものは、次の各号によること。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 <u>一般送配電事業者</u>が運用する電力系統と電氣的に接続しないこと。</p> <p>七～十 （略）</p>

改正後	改正前
<p>【電線路からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】（省令第 27 条の 2）</p> <p>第 50 条（略）</p> <p>2 測定装置は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「人体ばく露を考慮した直流磁界並びに 1Hz～100kHz の交流磁界及び交流電界の測定－第 1 部：測定器に対する要求事項」の「適用」の欄に規定するものであること。</u></p> <p>3（略）</p> <p>【鉄筋コンクリート柱の構成等】（省令第 32 条第 1 項）</p> <p>第 56 条 電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱は、次の各号のいずれかに適合するものであること。</p> <p>一 次に適合する材料で構成されたものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 形鋼、平鋼及び棒鋼は、次のいずれかであること。</p> <p>（イ）<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「一般構造用圧延鋼材」の「適用」の欄に規定するもの</u></p> <p>（ロ）（略）</p> <p>ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 第三号に規定する性能を満足する複合鉄筋コンクリート柱の規格は、次のとおりとする。</p> <p>イ 鋼管は、次のいずれかであること。</p> <p>（イ）<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「一般構造用圧延鋼材」の「適用」の欄に規定するものを管状に溶接したもの</u></p>	<p>【電線路からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】（省令第 27 条の 2）</p> <p>第 50 条（略）</p> <p>2 測定装置は、<u>日本産業規格 JIS C 1910（2004）「人体ばく露を考慮した低周波磁界及び電界の測定－測定器の特別要求事項及び測定の手引き」に適合する 3 軸のものであること。</u></p> <p>3（略）</p> <p>【鉄筋コンクリート柱の構成等】（省令第 32 条第 1 項）</p> <p>第 56 条 電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱は、次の各号のいずれかに適合するものであること。</p> <p>一 次に適合する材料で構成されたものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 形鋼、平鋼及び棒鋼は、次のいずれかであること。</p> <p>（イ）<u>日本産業規格 JIS G 3101（2017）「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうち SS400 又は SS490</u></p> <p>（ロ）（略）</p> <p>ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 第三号に規定する性能を満足する複合鉄筋コンクリート柱の規格は、次のとおりとする。</p> <p>イ 鋼管は、次のいずれかであること。</p> <p>（イ）<u>日本産業規格 JIS G 3101（2017）「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうち SS400、SS490 又は SS540 を管状に溶接したもの</u></p>

改正後	改正前
<p>(ロ) <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「溶接構造用圧延鋼材」</u>に規定する溶接構造用圧延鋼材を管状に溶接したもの</p> <p>(ハ)～(ホ) (略) _ ロ～ニ (略)</p> <p>【鉄柱及び鉄塔の構成等】 (省令第32条第1項)</p> <p>第57条 架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔は、次の各号に適合するもの又は<u>次項</u>の規定に適合する鋼管柱であること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 鉄柱(鋼板組立柱を除く。以下この条において同じ。)又は鉄塔を構成する鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼は、次によること。</p> <p>イ 鋼材は、次のいずれかであること。</p> <p>(イ) <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「一般構造用圧延鋼材」の「適用」の欄に規定するもの</u></p> <p>(ロ) <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「溶接構造用圧延鋼材」</u>に規定する溶接構造用圧延鋼材</p> <p>(ハ) 日本産業規格 JIS G 3114 (2016) 「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」に規定する溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材</p> <p>(ニ) 日本産業規格 JIS G 3129 (2018) 「鉄塔用高張力鋼鋼材」に規定する鉄塔用高張力鋼鋼材</p> <p>(ホ) (略)</p> <p>(ヘ) <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「鉄塔用 690N/mm² 高張力山形鋼」</u>の架空電線路の支持物の構成材への適用」に規定する鉄塔用 690N/mm² 高張力山形鋼</p>	<p>(ロ) <u>日本産業規格 JIS G 3106 (2017) 「溶接構造用圧延鋼材」</u>に規定する溶接構造用圧延鋼材を管状に溶接したもの</p> <p>(ハ)～(ホ) (略) _ ロ～ニ (略)</p> <p>【鉄柱及び鉄塔の構成等】 (省令第32条第1項)</p> <p>第57条 架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔は、次の各号に適合するもの又は<u>第2項</u>の規定に適合する鋼管柱であること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 鉄柱(鋼板組立柱を除く。以下この条において同じ。)又は鉄塔を構成する鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼は、次によること。</p> <p>イ 鋼材は、次のいずれかであること。</p> <p>(イ) <u>日本産業規格 JIS G 3101 (2010) 「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうち SS400、SS490 又は SS540</u></p> <p>(ロ) <u>日本産業規格 JIS G 3106 (2008) 「溶接構造用圧延鋼材」</u>に規定する溶接構造用圧延鋼材</p> <p>(ハ) 日本産業規格 JIS G 3114 (2008) 「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」に規定する溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材</p> <p>(ニ) 日本産業規格 JIS G 3129 (2005) 「鉄塔用高張力鋼鋼材」に規定する鉄塔用高張力鋼鋼材</p> <p>(ホ) (略)</p> <p>(ヘ) <u>民間規格評価機関のうち日本電気技術規格委員会が承認した規格である「鉄塔用 690N/mm² 高張力山形鋼」</u>の架空電線路の支持物の構成材への適用」に規定する鉄塔用 690N/mm² 高張力山形鋼</p>

改正後	改正前
<p>ロ・ハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 鉄柱又は鉄塔を構成する鋼管（コンクリート又はモルタルを充てんしたものを含む。）は、次によること。</p> <p>イ 鋼材は、次のいずれかであること。</p> <p>(イ) <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「溶接構造用圧延鋼材」</u>に規定する溶接構造用圧延鋼材を管状に溶接したもの</p> <p>(ロ) 日本産業規格 JIS G 3444 (2016) 「一般構造用炭素鋼鋼管」に規定する一般構造用炭素鋼鋼管のうち STK400、STK490 又は STK540</p> <p>(ハ) 日本産業規格 JIS G 3474 (2014) 「鉄塔用高張力鋼管」(JIS G 3474 (2016R) にて追補 2) に規定する鉄塔用高張力鋼管</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>五 鉄柱又は鉄塔を構成するボルトは、日本産業規格 JIS B 1051 (2014) 「炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質・強度区分を規定したボルト、小ねじ及び植込みボルトー並目ねじ及び細目ねじ」又は JIS B 1186 (2013) 「摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット」に規定するボルトであること。</p> <p>2 前項各号の規定によらない鋼管柱は、次の各号に適合するものであること。</p> <p>一 鋼管は、次のいずれかであること。</p> <p>イ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「一般構造用圧延鋼材」の「適用」の欄に規定するもの</u>を管状に溶接したもの</p>	<p>ロ・ハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 鉄柱又は鉄塔を構成する鋼管（コンクリート又はモルタルを充てんしたものを含む。）は、次によること。</p> <p>イ 鋼材は、次のいずれかであること。</p> <p>(イ) <u>日本産業規格 JIS G 3106 (2008) 「溶接構造用圧延鋼材」</u>に規定する溶接構造用圧延鋼材を管状に溶接したもの</p> <p>(ロ) 日本産業規格 JIS G 3444 (2010) 「一般構造用炭素鋼鋼管」に規定する一般構造用炭素鋼鋼管のうち STK400、STK490 又は STK540</p> <p>(ハ) 日本産業規格 JIS G 3474 (2008) 「鉄塔用高張力鋼管」(JIS G 3474 (2011) にて追補) に規定する鉄塔用高張力鋼管</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>五 鉄柱又は鉄塔を構成するボルトは、日本産業規格 JIS B 1051 (2000) 「炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質ー第 1 部：ボルト、ねじ及び植込みボルト」又は JIS B 1186 (1995) 「摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット」(JIS B 1186 (2007) にて追補) に規定するボルトであること。</p> <p>2 第 1 項各号の規定によらない鋼管柱は、次の各号に適合するものであること。</p> <p>一 鋼管は、次のいずれかであること。</p> <p>イ <u>日本産業規格 JIS G 3101 (2010) 「一般構造用圧延鋼材」</u>に規定する一般構造用圧延鋼材のうち SS400、SS490 又は SS540 を管状に溶接したもの</p>

改正後	改正前
<p>ロ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「溶接構造用圧延鋼材」に規定する溶接構造用圧延鋼材を管状に溶接したもの</u></p> <p>ハ 日本産業規格 JIS G 3444 (2016) 「一般構造用炭素鋼鋼管」に規定する一般構造用炭素鋼管のうち STK400、STK500 又は STK490</p> <p>ニ 日本産業規格 JIS G 3445 (2016) 「機械構造用炭素鋼鋼管」に規定する機械構造用炭素鋼鋼管のうち 13 種、14 種、15 種、16 種又は 17 種</p> <p>二～四 (略)</p> <p>【低高圧架空電線と植物との接近】 (省令第 5 条第 1 項、第 29 条)</p> <p>第 79 条 低圧架空電線又は高圧架空電線は、平時吹いている風等により、植物に接触しないように施設すること。ただし、次の各号のいずれかによる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 高圧の架空電線にケーブルを使用し、かつ、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法」の「適用」の欄に規定する要件に適合する防護具に収めて施設すること。</u></p> <p>【35,000V 以下の特別高圧架空電線と工作物等との接近又は交差】 (省令第 28 条、第 29 条、第 48 条第 3 項)</p> <p>第 106 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、106-5 表によること。ただし、特別高圧の架空電線にケーブルを使用し、かつ、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法」の「適用」の欄</u></p>	<p>ロ <u>日本産業規格 JIS G 3106 (2008) 「溶接構造用圧延鋼材」に規定する溶接構造用圧延鋼材を管状に溶接したもの</u></p> <p>ハ 日本産業規格 JIS G 3444 (2010) 「一般構造用炭素鋼鋼管」に規定する一般構造用炭素鋼管のうち STK400、STK500 又は STK490</p> <p>ニ 日本産業規格 JIS G 3445 (2010) 「機械構造用炭素鋼鋼管」に規定する機械構造用炭素鋼鋼管のうち 13 種、14 種、15 種、16 種又は 17 種</p> <p>二～四 (略)</p> <p>【低高圧架空電線と植物との接近】 (省令第 5 条第 1 項、第 29 条)</p> <p>第 79 条 低圧架空電線又は高圧架空電線は、平時吹いている風等により、植物に接触しないように施設すること。ただし、次の各号のいずれかによる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 高圧の架空電線にケーブルを使用し、かつ、<u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E2020 (2016) 「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」の「2. 技術的規定」に適合する防護具に収めて施設すること。</u></p> <p>【35,000V 以下の特別高圧架空電線と工作物等との接近又は交差】 (省令第 28 条、第 29 条、第 48 条第 3 項)</p> <p>第 106 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、106-5 表によること。ただし、特別高圧の架空電線にケーブルを使用し、かつ、<u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E2020 (2016) 「耐摩耗性能を有する『ケーブル用</u></p>

改正後	改正前																
<p>に規定する要件に適合する防護具に収めて施設する場合は、この限りでない。</p>	<p>防護具』の構造及び試験方法」の「2. 技術的規定」に適合する防護具に収めて施設する場合は、この限りでない。</p>																
<p>106-5 表</p>	<p>106-5 表</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="51 304 584 357">特別高圧架空電線の種類</th> <th data-bbox="584 304 1115 357">離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="51 357 584 405">特別高圧絶縁電線又はケーブル</td> <td data-bbox="584 357 1115 405">接触しないこと</td> </tr> <tr> <td data-bbox="51 405 584 453">高圧絶縁電線</td> <td data-bbox="584 405 1115 453">0.5m 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="51 453 584 504">その他</td> <td data-bbox="584 453 1115 504">2m 以上</td> </tr> </tbody> </table>	特別高圧架空電線の種類	離隔距離	特別高圧絶縁電線又はケーブル	接触しないこと	高圧絶縁電線	0.5m 以上	その他	2m 以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 304 1648 357">特別高圧架空電線の種類</th> <th data-bbox="1648 304 2188 357">離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 357 1648 405">特別高圧絶縁電線又はケーブル</td> <td data-bbox="1648 357 2188 405">接触しないこと</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 405 1648 453">高圧絶縁電線</td> <td data-bbox="1648 405 2188 453">0.5m 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 453 1648 504">その他</td> <td data-bbox="1648 453 2188 504">2m 以上</td> </tr> </tbody> </table>	特別高圧架空電線の種類	離隔距離	特別高圧絶縁電線又はケーブル	接触しないこと	高圧絶縁電線	0.5m 以上	その他	2m 以上
特別高圧架空電線の種類	離隔距離																
特別高圧絶縁電線又はケーブル	接触しないこと																
高圧絶縁電線	0.5m 以上																
その他	2m 以上																
特別高圧架空電線の種類	離隔距離																
特別高圧絶縁電線又はケーブル	接触しないこと																
高圧絶縁電線	0.5m 以上																
その他	2m 以上																
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																
<p>【低圧屋上電線路の施設】（省令第 20 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 37 条） 第 113 条（略） 2 低圧屋上電線路は、次の各号のいずれかにより施設すること。 一・二（略） 三 バスダクト工事により、次に適合するように施設すること。 イ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設」の「適用」の欄に規定する要件によること。</u> ロ（略） 3・4（略）</p>	<p>【低圧屋上電線路の施設】（省令第 20 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 37 条） 第 113 条（略） 2 低圧屋上電線路は、次の各号のいずれかにより施設すること。 一・二（略） 三 バスダクト工事により、次に適合するように施設すること。 イ <u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E6001（2011）「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設」の「3. 技術的規定」によること。</u> ロ（略） 3・4（略）</p>																
<p>【地中電線路の施設】（省令第 21 条第 2 項、第 47 条） 第 120 条（略） 2（略） 3 地中電線路を暗きょ式により施設する場合は、次の各号によること。 一（略） 二 次のいずれかにより、防火措置を施すこと。</p>	<p>【地中電線路の施設】（省令第 21 条第 2 項、第 47 条） 第 120 条（略） 2（略） 3 地中電線路を暗きょ式により施設する場合は、次の各号によること。 一（略） 二 次のいずれかにより、防火措置を施すこと。</p>																

改正後	改正前
<p>イ 次のいずれかにより、地中電線に耐燃措置を施すこと。 (イ)・(ロ) (略) (ハ) 地中電線を、次のいずれかに適合する管又はトラフに収めること。 (1)・(2) (略) (3) <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法」の「適用」の欄に規定する要件に規定する試験に適合すること。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>4 地中電線路を直接埋設式により施設する場合は、次の各号によること。<u>ただし、一般用電気工作物が設置された需要場所及び私道以外に施設する地中電線路を日本電気技術規格委員会規格 JESC E6007(2021)「直接埋設式(砂巻き)による低圧地中電線の施設」の「3. 技術的規定」により施設する場合はこの限りでない。</u></p> <p>一～三 (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>【地中電線路の加圧装置の施設】 (省令第34条) 第122条 圧縮ガスを使用してケーブルに圧力を加える装置(以下この条において「加圧装置」という。)は、次の各号によること。 一～四 (略)</p> <p>五 自動的に圧縮ガスを供給する加圧装置であって、減圧弁が故障した場合に圧力が著しく上昇するおそれがあるものは、次によること。</p> <p>イ 圧力管であって最高使用圧力が0.3Mpa以上のもの及び圧力タンク_クの材料、材料の許容応力及び構造は、<u>民間規格評価機関として</u></p>	<p>イ 次のいずれかにより、地中電線に耐燃措置を施すこと。 (イ)・(ロ) (略) (ハ) 地中電線を、次のいずれかに適合する管又はトラフに収めること。 (1)・(2) (略) (3) <u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E7003(2005)「地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法」の「2. 技術的規定」に規定する試験に適合すること。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>4 地中電線路を直接埋設式により施設する場合は、次の各号によること。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>【地中電線路の加圧装置の施設】 (省令第34条) 第122条 圧縮ガスを使用してケーブルに圧力を加える装置(以下この条において「加圧装置」という。)は、次の各号によること。 一～四 (略)</p> <p>五 自動的に圧縮ガスを供給する加圧装置であって、減圧弁が故障した場合に圧力が著しく上昇するおそれがあるものは、次によること。</p> <p>イ 圧力管であって最高使用圧力が0.3MPa以上のもの及び圧力タンク_クの材料、材料の許容応力及び構造は、<u>日本産業規格 JIS B 8265</u></p>

改正後	改正前
<p><u>日本電気技術規格委員会が承認した規格である「圧力容器の構造—一般事項」に適合するものであること。</u></p> <p>ロ 圧力タンク又は圧力管のこれに近接する箇所及び圧縮機の最終段又は圧力管のこれに近接する箇所には、最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「安全弁」に適合する安全弁</u>を設けること。ただし、圧力 1Mpa 未満の圧縮機にあつては、最高使用圧力以下で作動する安全装置をもってこれに代えることができる。</p> <p>【地中電線と他の地中電線等との接近又は交差】（省令第 30 条） 第 125 条 （略） 2～4 （略） 5 第 1 項から前項までの規定における「不燃性」及び「自消性のある難燃性」は、それぞれ次の各号によること。 一・二 （略） 三 「自消性のある難燃性の管」は、次のいずれかによること。 イ・ロ （略） ハ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法」の「適用」の欄に規定する要件に規定する試験に適合すること。</u></p> <p>【臨時電線路の施設】（省令第 4 条） 第 133 条 架空電線路の支持物として使用する鉄塔であつて、使用期間が 6 月以内のものは、第 59 条第 7 項の規定によらず、支線を用いてその強度を分担させることができる。 2～5 （略）</p>	<p><u>(2003)「圧力容器の構造—一般事項」(JIS B 8265 (2008) にて追補)に適合するものであること。</u></p> <p>ロ 圧力タンク又は圧力管のこれに近接する箇所及び圧縮機の最終段又は圧力管のこれに近接する箇所には、最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、<u>日本産業規格 JIS B 8210 (2009)「蒸気用及びガス用ばね安全弁」に適合する安全弁</u>を設けること。ただし、圧力 1MPa 未満の圧縮機にあつては、最高使用圧力以下で作動する安全装置をもってこれに代えることができる。</p> <p>【地中電線と他の地中電線等との接近又は交差】（省令第 30 条） 第 125 条 （略） 2～4 （略） 5 第 1 項から第 4 項までの規定における「不燃性」及び「自消性のある難燃性」は、それぞれ次の各号によること。 一・二 （略） 三 「自消性のある難燃性の管」は、次のいずれかによること。 イ・ロ （略） ハ <u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E7003 (2005)「地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法」の「2. 技術的規定」に規定する試験に適合すること。</u></p> <p>【臨時電線路の施設】（省令第 4 条） 第 133 条 架空電線路の支持物として使用する鉄塔であつて、使用期間が 6 月以内のものは、第 59 条第 7 項の規定によらず、支線を用いてその強度を分担させることができる。 2～5 （略）</p>

改正後	改正前												
<p>6 低圧、高圧又は 35,000V 以下の特別高圧の架空電線を、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」の「適用」の欄に規定する要件により施設する場合は、当該電線と造営物との離隔距離は、第 71 条、第 78 条及び第 106 条の規定によらないことができる。</u></p>	<p>6 低圧、高圧又は 35,000V 以下の特別高圧の架空電線を、<u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E2021 (2016) 「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」の「2. 技術的規定」により施設する場合は、当該電線と造営物との離隔距離は、第 71 条、第 78 条及び第 106 条の規定によらないことができる。</u></p>												
<p>7～9 (略)</p>	<p>7～9 (略)</p>												
<p>【特殊な低圧屋内配線工事】(省令第 56 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 64 条)</p>	<p>【特殊な低圧屋内配線工事】(省令第 56 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 64 条)</p>												
<p>第 165 条 (略)</p>	<p>第 165 条 (略)</p>												
<p>2 セルラダクト工事による低圧屋内配線は、次の各号によること。</p>	<p>2 セルラダクト工事による低圧屋内配線は、次の各号によること。</p>												
<p>一～四 (略)</p>	<p>一～四 (略)</p>												
<p>五 セルラダクト工事に使用するセルラダクト及び附属品(ヘッダダクトを除き、セルラダクト相互を接続するもの及びセルラダクトの端に接続するものに限る。)は、次に適合するものであること。</p>	<p>五 セルラダクト工事に使用するセルラダクト及び附属品(ヘッダダクトを除き、セルラダクト相互を接続するもの及びセルラダクトの端に接続するものに限る。)は、次に適合するものであること。</p>												
<p>イ・ロ (略)</p>	<p>イ・ロ (略)</p>												
<p>ハ ダクトの内面及び外面は、さび止めのためにめっき又は塗装を施したものであること。ただし、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「デッキプレート」の「適用」の欄に規定するものに適合するもの</u>にあつては、この限りでない。</p>	<p>ハ ダクトの内面及び外面は、さび止めのためにめっき又は塗装を施したものであること。ただし、<u>日本産業規格 JIS G 3352 (2003) 「デッキプレート」の SDP3 に適合するもの</u>にあつては、この限りでない。</p>												
<p>ニ ダクトの板厚は、165-1 表に規定する値以上であること。</p>	<p>ニ ダクトの板厚は、165-1 表に規定する値以上であること。</p>												
<p>165-1 表</p>	<p>165-1 表</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="51 1260 459 1316">ダクトの最大幅</th> <th data-bbox="459 1260 1115 1316">ダクトの板厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="51 1316 459 1364">150mm 以下</td> <td data-bbox="459 1316 1115 1364">1.2mm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="51 1364 459 1516">150mm を超え 200mm 以下</td> <td data-bbox="459 1364 1115 1516">1.4mm (民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「デッ</td> </tr> </tbody> </table>	ダクトの最大幅	ダクトの板厚	150mm 以下	1.2mm	150mm を超え 200mm 以下	1.4mm (民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「デッ	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 1260 1523 1316">ダクトの最大幅</th> <th data-bbox="1523 1260 2188 1316">ダクトの板厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 1316 1523 1364">150mm 以下</td> <td data-bbox="1523 1316 2188 1364">1.2mm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1364 1523 1516">150mm を超え 200mm 以下</td> <td data-bbox="1523 1364 2188 1516">1.4mm (日本産業規格 JIS G 3352 (2003) 「デッキプレート」の SDP2、SDP3 又は SDP2G に適合するものにあつては 1.2mm)</td> </tr> </tbody> </table>	ダクトの最大幅	ダクトの板厚	150mm 以下	1.2mm	150mm を超え 200mm 以下	1.4mm (日本産業規格 JIS G 3352 (2003) 「デッキプレート」の SDP2、SDP3 又は SDP2G に適合するものにあつては 1.2mm)
ダクトの最大幅	ダクトの板厚												
150mm 以下	1.2mm												
150mm を超え 200mm 以下	1.4mm (民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「デッ												
ダクトの最大幅	ダクトの板厚												
150mm 以下	1.2mm												
150mm を超え 200mm 以下	1.4mm (日本産業規格 JIS G 3352 (2003) 「デッキプレート」の SDP2、SDP3 又は SDP2G に適合するものにあつては 1.2mm)												

改正後		改正前	
	キプレート」の「適用」の欄に規定するものに適合するものにあつては 1.2mm)		
200mm を超えるもの	1.6mm	200mm を超えるもの	1.6mm
ホ・ヘ (略) 六・七 (略) 3 (略) 4 平形保護層工事による低圧屋内配線は、次の各号によること。 一 (略) 二 住宅においては、次のいずれかにより施設すること。 イ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「コンクリート直天井面における平形保護層工事」の「適用」の欄に規定する要件</u> ロ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事」の「適用」の欄に規定する要件</u>		ホ・ヘ (略) 六・七 (略) 3 (略) 4 平形保護層工事による低圧屋内配線は、次の各号によること。 一 (略) 二 住宅においては、次のいずれかにより施設すること。 イ <u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E6004 (2001) 「コンクリート直天井面における平形保護層工事」の「3. 技術的規定」</u> ロ <u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E6005 (2003) 「石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事」の「3. 技術的規定」</u>	
【低圧の屋側配線又は屋外配線の施設】 (省令第 56 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 63 条第 1 項) 第 166 条 低圧の屋側配線又は屋外配線 (第 184 条、第 188 条及び第 192 条に規定するものを除く。以下この条において同じ。) は、次の各号によること。 一～五 (略) 六 バスダクト工事による低圧の屋側配線又は屋外配線は、次によること。 イ 第 163 条の規定に準じて施設すること。 ロ 屋外用のバスダクトを使用し、ダクト内部に水が浸入してたまらないようにすること。		【低圧の屋側配線又は屋外配線の施設】 (省令第 56 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 63 条第 1 項) 第 166 条 低圧の屋側配線又は屋外配線 (第 184 条、第 188 条及び第 192 条に規定するものを除く。以下この条において同じ。) は、次の各号によること。 一～五 (略) 六 バスダクト工事による低圧の屋側配線又は屋外配線は、次によること。 イ 第 163 条の規定に準じて施設すること。 ロ 屋外用のバスダクトを使用し、ダクト内部に水が浸入してたまらないようにすること。	

改正後	改正前
<p>ハ 使用電圧が 300V を超える場合は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「バスダクト工事による 300V を超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設」の「適用」の欄に規定する要件</u>によること。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>【特殊な配線等の施設】 (省令第 56 条第 1 項、第 2 項、第 57 条第 1 項、第 63 条第 1 項) 第 172 条 (略)</p> <p>2 常設の劇場、映画館その他これらに類する場所に施設する低圧電気設備は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構装置の屋内配線及び移動電線は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「興行場に施設する使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線」の「適用」の欄に規定する要件</u>により施設すること。</p> <p>三 フライダクト (差込み接続器等を多数並列に取り付けた、舞台用の照明設備に電気を供給するためのダクトをいう。) は、次により施設すること。</p> <p>イ 次に掲げる構造のものであること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) ダクトは厚さが 0.8mm 以上の鉄板又は<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「フライダクトのダクト材料」の「適用」の欄に規定する要件</u>に適合するものにより、堅ろうに製作したものであること。</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>ハ 使用電圧が 300V を超える場合は、<u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E6002 (2011) 「バスダクト工事による 300V を超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設」の「3. 技術的規定」</u>によること。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>【特殊な配線等の施設】 (省令第 56 条第 1 項、第 2 項、第 57 条第 1 項、第 63 条第 1 項) 第 172 条 (略)</p> <p>2 常設の劇場、映画館その他これらに類する場所に施設する低圧電気設備は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構装置の屋内配線及び移動電線は、<u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E6003 (2016) 「興行場に施設する使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線」の「2. 技術的規定」</u>により施設すること。</p> <p>三 フライダクト (差込み接続器等を多数並列に取り付けた、舞台用の照明設備に電気を供給するためのダクトをいう。) は、次により施設すること。</p> <p>イ 次に掲げる構造のものであること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) ダクトは厚さが 0.8mm 以上の鉄板又は<u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E3001 (2000) 「フライダクトのダクト材料」の「2. 技術的規定」</u>に適合するものにより、堅ろうに製作したものであること。</p> <p>四・五 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 エレベータ、ダムウェーター等の昇降路内に施設する、低圧屋内配線及び低圧の移動電線並びにこれらに直接接続する低圧屋内配線であつて、使用電圧が300V以下のものには、次の各号に適合するエレベータ用ケーブルを使用することができる。</p> <p>一 構造は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「エレベータ用ケーブル」の「適用」の欄に規定する要件に適合すること。</u></p> <p>二 完成品は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「エレベータ用ケーブル」の「適用」の欄に規定する要件に適合すること。</u></p> <p>4 水上又は水中における作業船等の低圧屋内配線及び低圧の管灯回路の配線のケーブル工事には、次の各号に適合する船用ケーブルを使用することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 材料及び構造は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「船用電線」の「適用」の欄に規定する要件に適合すること。</u></p> <p>三 完成品は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「船用電線」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u></p> <p>【フロアヒーティング等の電熱装置の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条）</p> <p>第195条 発熱線を道路、横断歩道橋、駐車場又は造営物の造営材に固定して施設する場合は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発熱線は、MIケーブル又は次に適合するものであること。</p>	<p>3 エレベータ、ダムウェーター等の昇降路内に施設する、低圧屋内配線及び低圧の移動電線並びにこれらに直接接続する低圧屋内配線であつて、使用電圧が300V以下のものには、次の各号に適合するエレベータ用ケーブルを使用することができる。</p> <p>一 構造は、<u>日本産業規格 JIS C 3408 (2000) 「エレベータ用ケーブル」の「5 材料、構造及び加工方法」に適合すること。</u></p> <p>二 完成品は、<u>日本産業規格 JIS C 3408 (2000) 「エレベータ用ケーブル」の「6 試験方法」の試験方法により試験したとき、「4 特性」に適合すること。</u></p> <p>4 水上又は水中における作業船等の低圧屋内配線及び低圧の管灯回路の配線のケーブル工事には、次の各号に適合する船用ケーブルを使用することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 材料及び構造は、<u>日本産業規格 JIS C 3410 (2010) 「船用電線」の「5 材料及び品質」及び「6 構造」に適合すること。</u></p> <p>三 完成品は、<u>日本産業規格 JIS C 3410 (2010) 「船用電線」の「7 試験方法」の試験方法により試験したとき、「4 特性」に適合するものであること。</u></p> <p>【フロアヒーティング等の電熱装置の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条）</p> <p>第195条 発熱線を道路、横断歩道橋、駐車場又は造営物の造営材に固定して施設する場合は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発熱線は、MIケーブル又は次に適合するものであること。</p>

改正後	改正前
<p>イ 日本産業規格 JIS C 3651 (2014) 「ヒーティング施設の施工方法」の「<u>附属書 A (規定) 発熱線等</u>」の「A.3 性能」(「A.3.2 外観」及び「A.3.3 構造」を除く。)の第2種発熱線に係るものに適合すること。</p> <p>ロ 日本産業規格 JIS C 3651 (2014) 「ヒーティング施設の施工方法」の「<u>附属書 A (規定) 発熱線等</u>」の「A.5.1 外観」及び「A.5.2 構造」の試験方法により試験したとき、「A.4 構造及び材料」に適合すること。</p> <p>三～七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 道路、横断歩道橋又は屋外駐車場に表皮電流加熱装置(小口径管の内部に発熱線を施設したものをいう。)を施設する場合は、次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 小口径管は、次によること。</p> <p>イ 小口径管は、日本産業規格 JIS G 3452 (2019) 「配管用炭素鋼鋼管」に規定する配管用炭素鋼鋼管に適合するものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>四～九 (略)</p> <p>【パイプライン等の電熱装置の施設】(省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条、第76条)</p> <p>第197条 パイプライン等(導管及びその他の工作物により液体の輸送を行う施設の総体をいう。以下この条において同じ。)に発熱線を施設する場合(第4項の規定により施設する場合を除く。)は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p>	<p>イ 日本産業規格 JIS C 3651 (2004) 「ヒーティング施設の施工方法」の「<u>附属書 発熱線等</u>」の「3 性能」(「3.1 外観及び構造」を除く。)の第2種発熱線に係るものに適合すること。</p> <p>ロ 日本産業規格 JIS C 3651 (2004) 「ヒーティング施設の施工方法」の「<u>附属書 発熱線等</u>」の「5.1 外観」及び「5.2 構造」の試験方法により試験したとき、「4 構造及び材料」に適合すること。</p> <p>三～七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 道路、横断歩道橋又は屋外駐車場に表皮電流加熱装置(小口径管の内部に発熱線を施設したものをいう。)を施設する場合は、次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 小口径管は、次によること。</p> <p>イ 小口径管は、日本産業規格 JIS G 3452 (2010) 「配管用炭素鋼鋼管」に規定する配管用炭素鋼鋼管に適合するものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>四～九 (略)</p> <p>【パイプライン等の電熱装置の施設】(省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条、第76条)</p> <p>第197条 パイプライン等(導管及びその他の工作物により液体の輸送を行う施設の総体をいう。以下この条において同じ。)に発熱線を施設する場合(第4項の規定により施設する場合を除く。)は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p>

改正後	改正前
<p>二 発熱線は、次のいずれかのものであって、発生する熱に耐えるものであること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 露出して使用するものにあつては、次に適合するもの</p> <p>(イ) 日本産業規格 JIS C 3651 (2014) 「ヒーティング施設の施工方法」の「<u>附属書 A (規定) 発熱線等</u>」の「<u>A.3 性能</u>」(「<u>A.3.2 外観</u>」及び「<u>A.3.3 構造</u>」を除く。)の第3種発熱線に係るものに適合すること。</p> <p>(ロ) 日本産業規格 JIS C 3651 (2014) 「ヒーティング施設の施工方法」の「<u>附属書 A (規定) 発熱線等</u>」の「<u>A.5.1 外観</u>」及び「<u>A.5.2 構造</u>」の試験方法により試験したとき、「<u>A.4 構造及び材料</u>」に適合すること。</p> <p>三～八 (略)</p> <p>2 パイプライン等に電流を直接通じ、パイプライン等自体を発熱体とする装置(以下この項において「直接加熱装置」という。)を施設する場合は、次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 熱体となるパイプライン等は、次に適合するものであること。</p> <p>イ 導体部分の材料は、次のいずれかであること。</p> <p>(イ) 日本産業規格 JIS G 3452 (2019) 「配管用炭素鋼鋼管」に規定する配管用炭素鋼鋼管</p> <p>(ロ) 日本産業規格 JIS G 3454 (2017) 「<u>圧力配管用炭素鋼鋼管</u>」(JIS G 3454 (2019) にて追補)に規定する圧力配管用炭素鋼鋼管</p> <p>(ハ) 日本産業規格 JIS G 3456 (2019) 「<u>高温配管用炭素鋼鋼管</u>」に規定する高温配管用炭素鋼鋼管</p> <p>(ニ) 日本産業規格 JIS G 3457 (2016) 「<u>配管用アーク溶接炭素鋼鋼管</u>」に規定する配管用アーク溶接炭素鋼鋼管</p>	<p>二 発熱線は、次のいずれかのものであって、発生する熱に耐えるものであること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 露出して使用するものにあつては、次に適合するもの</p> <p>(イ) 日本産業規格 JIS C 3651 (2004) 「ヒーティング施設の施工方法」の「<u>附属書 発熱線等</u>」の「<u>3 性能</u>」(「<u>3.1 外観及び構造</u>」を除く。)の第3種発熱線に係るものに適合すること。</p> <p>(ロ) 日本産業規格 JIS C 3651 (2004) 「ヒーティング施設の施工方法」の「<u>附属書 発熱線等</u>」の「<u>5.1 外観</u>」及び「<u>5.2 構造</u>」の試験方法により試験したとき、「<u>4 構造及び材料</u>」に適合すること。</p> <p>三～八 (略)</p> <p>2 パイプライン等に電流を直接通じ、パイプライン等自体を発熱体とする装置(以下この項において「直接加熱装置」という。)を施設する場合は、次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 発熱体となるパイプライン等は、次に適合するものであること。</p> <p>イ 導体部分の材料は、次のいずれかであること。</p> <p>(イ) 日本産業規格 JIS G 3452 (2010) 「配管用炭素鋼鋼管」に規定する配管用炭素鋼鋼管</p> <p>(ロ) 日本産業規格 JIS G 3454 (2012) 「<u>圧力配管用炭素鋼鋼管</u>」に規定する圧力配管用炭素鋼鋼管</p> <p>(ハ) 日本産業規格 JIS G 3456 (2010) 「<u>高温配管用炭素鋼鋼管</u>」に規定する高温配管用炭素鋼鋼管</p> <p>(ニ) 日本産業規格 JIS G 3457 (2005) 「<u>配管用アーク溶接炭素鋼鋼管</u>」に規定する配管用アーク溶接炭素鋼鋼管</p>

改正後	改正前
<p>(ホ) <u>日本産業規格 JIS G 3459 (2017) 「配管用ステンレス鋼管」 (JIS G 3459 (2019) にて 追補)</u> に規定する配管用ステンレス鋼管</p> <p>ロ～二 (略)</p> <p>四～七 (略)</p> <p>3 <u>パイプライン等に表皮電流加熱装置を施設する場合は、次の各号によること。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 小口径管は、次によること。</p> <p>イ 小口径管は、<u>日本産業規格 JIS G 3452 (2019) 「配管用炭素鋼鋼管」</u> に規定する配管用炭素鋼鋼管に適合するものであること。</p> <p>ロ～二 (略)</p> <p>四～八 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(ホ) <u>日本産業規格 JIS G 3459 (2012) 「配管用ステンレス鋼管」</u> に規定する配管用ステンレス鋼管</p> <p>ロ～二 (略)</p> <p>四～七 (略)</p> <p>3 <u>パイプライン等に表皮電流加熱装置を施設する場合は、次の各号によること。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 小口径管は、次によること。</p> <p>イ 小口径管は、<u>日本産業規格 JIS G 3452 (2010) 「配管用炭素鋼鋼管」</u> に規定する配管用炭素鋼鋼管に適合するものであること。</p> <p>ロ～二 (略)</p> <p>四～八 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>【電気自動車等から電気を供給するための設備等の施設】 (省令第4条、第7条、第44条第1項、第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項)</p> <p>第199条の2 <u>電気自動車等(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第17条の2第5項に規定される電力により作動する原動機を有する自動車をいう。以下この条において同じ。)から供給設備(電力変換装置、保護装置又は開閉器等の電気自動車等から電気を供給する際に必要な設備を収めた筐体等をいう。以下この項において同じ。)を介して、一般用電気工作物に電気を供給する場合は、次の各号により施設すること。</u></p> <p>一～十 (略)</p> <p>2 <u>一般用電気工作物が設置された需要場所において、電気自動車等を充電する場合の電路は、次の各号により施設すること。</u></p>	<p>【電気自動車等から電気を供給するための設備等の施設】 (省令第4条、第7条、第44条第1項、第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項)</p> <p>第199条の2 <u>電気自動車等(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第17条の2第3項に規定される電力により作動する原動機を有する自動車をいう。以下この条において同じ。)から供給設備(電力変換装置、保護装置又は開閉器等の電気自動車等から電気を供給する際に必要な設備を収めた筐体等をいう。以下この項において同じ。)を介して、一般用電気工作物に電気を供給する場合は、次の各号により施設すること。</u></p> <p>一～十 (略)</p> <p>2 <u>一般用電気工作物である需要場所において、電気自動車等を充電する場合の電路は、次の各号により施設すること。</u></p>

改正後	改正前																								
<p>一・二 (略)</p> <p>【IEC 60364 規格の適用】 (省令第 4 条)</p> <p>第 218 条 需要場所に施設する省令第 2 条第 1 項に規定する低圧で使用する電気設備は、第 3 条から第 217 条までの規定によらず、218-1 表に掲げる日本産業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、<u>一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者の電気設備と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。</u></p> <p style="text-align: center;">218-1 表</p> <table border="1" data-bbox="51 643 1115 986"> <thead> <tr> <th>規格番号 (制定年)</th> <th>規格名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>IEC 60364-5-53 (2020)</td> <td>低圧電気設備－第 5-53 部：電気機器の選定及び施工－安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器</td> <td>532.2、534 を除く。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) (略)</p> <p>注：(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>【分散型電源の系統連系設備に係る用語の定義】 (省令第 1 条)</p> <p>第 220 条 この解釈において用いる分散型電源の系統連系設備に係る用語であって、次の各号に掲げるものの定義は、当該各号による。</p> <p>一 発電設備等 発電設備又は電力貯蔵装置であって、常用電源の停電時又は電圧低下発生時にのみ使用する非常用予備電源以外のもの</p>	規格番号 (制定年)	規格名	備考	(略)	(略)	(略)	IEC 60364-5-53 (2020)	低圧電気設備－第 5-53 部：電気機器の選定及び施工－安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器	532.2、534 を除く。	(略)	(略)	(略)	<p>一・二 (略)</p> <p>【IEC 60364 規格の適用】 (省令第 4 条)</p> <p>第 218 条 需要場所に施設する省令第 2 条第 1 項に規定する低圧で使用する電気設備は、第 3 条から第 217 条までの規定によらず、218-1 表に掲げる日本産業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、<u>一般送配電事業者及び特定送配電事業者の電気設備と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。</u></p> <p style="text-align: center;">218-1 表</p> <table border="1" data-bbox="1115 643 2188 986"> <thead> <tr> <th>規格番号 (制定年)</th> <th>規格名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>IEC 60364-5-53 (2019)</td> <td>低圧電気設備－第 5-53 部：電気機器の選定及び施工－安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器</td> <td>532.2、534 を除く。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) (略)</p> <p>注：(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>【分散型電源の系統連系設備に係る用語の定義】 (省令第 1 条)</p> <p>第 220 条 この解釈において用いる分散型電源の系統連系設備に係る用語であって、次の各号に掲げるものの定義は、当該各号による。</p> <p>一 発電設備等 発電設備又は電力貯蔵装置であって、常用電源の停電時又は電圧低下発生時にのみ使用する非常用予備電源以外のもの</p>	規格番号 (制定年)	規格名	備考	(略)	(略)	(略)	IEC 60364-5-53 (2019)	低圧電気設備－第 5-53 部：電気機器の選定及び施工－安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器	532.2、534 を除く。	(略)	(略)	(略)
規格番号 (制定年)	規格名	備考																							
(略)	(略)	(略)																							
IEC 60364-5-53 (2020)	低圧電気設備－第 5-53 部：電気機器の選定及び施工－安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器	532.2、534 を除く。																							
(略)	(略)	(略)																							
規格番号 (制定年)	規格名	備考																							
(略)	(略)	(略)																							
IEC 60364-5-53 (2019)	低圧電気設備－第 5-53 部：電気機器の選定及び施工－安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器	532.2、534 を除く。																							
(略)	(略)	(略)																							

改正後	改正前
<p><u>(第十六号に定める主電源設備及び第十七号に定める従属電源設備を除く。)</u></p> <p>二 分散型電源 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 3 項第一号、<u>第三号又は第五号</u>に掲げる事業を営む者以外の者が設置する発電設備等であって、<u>一般送配電事業者若しくは配電事業者が運用する電力系統又は第十四号に定める地域独立系統に連系するもの</u></p> <p>三～十三 （略）</p> <p><u>十四 地域独立系統 災害等による長期停電時に、隣接する一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者が運用する電力系統から切り離れた電力系統であって、その系統に連系している発電設備等並びに第十六号に定める主電源設備及び第十七号に定める従属電源設備で電気を供給することにより運用されるもの</u></p> <p><u>十五 地域独立系統運用者 地域独立系統の電気の需給の調整を行う者</u></p> <p><u>十六 主電源設備 地域独立系統の電圧及び周波数を維持する目的で地域独立系統運用者が運用する発電設備又は電力貯蔵装置</u></p> <p><u>十七 従属電源設備 主電源設備の電気の供給を補う目的で地域独立系統運用者が運用する発電設備又は電力貯蔵装置</u></p> <p><u>十八 地域独立運転 主電源設備のみが、又は主電源設備及び従属電源設備が地域独立系統の電源となり当該系統にのみ電気を供給している状態</u></p> <p>【限流リアクトル等の施設】（省令第 4 条、第 20 条）</p> <p>第 222 条 分散型電源の連系により、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>が運用する電力系統の短絡容量が、当該分散型電源設置者以外の者が設置する遮断器の遮断容量又は電線の瞬時許容電流等を上回るおそれがあるときは、分散型電源設置者において、限流リアクトルその他の</p>	<p>二 分散型電源 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 3 項第一号<u>又は第四号</u>に掲げる事業を営む者以外の者が設置する発電設備等であって、<u>一般送配電事業者が運用する電力系統に連系するもの</u></p> <p>三～十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>【限流リアクトル等の施設】（省令第 4 条、第 20 条）</p> <p>第 222 条 分散型電源の連系により、<u>一般送配電事業者</u>が運用する電力系統の短絡容量が、当該分散型電源設置者以外の者が設置する遮断器の遮断容量又は電線の瞬時許容電流等を上回るおそれがあるときは、分散型電源設置者において、限流リアクトルその他の短絡電流を制限</p>

改正後	改正前
<p>短絡電流を制限する装置を施設すること。ただし、低圧の電力系統に逆変換装置を用いて分散型電源を連系する場合は、この限りでない。</p> <p>【一般送配電事業者又は配電事業者との間の電話設備の施設】（省令第4条、第50条第1項）</p> <p>第225条 高圧又は特別高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合（スポットネットワーク受電方式で連系する場合を含む。）は、分散型電源設置者の技術員駐在所等と電力系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者の技術員駐在所等との間に、次の各号のいずれかの電話設備を施設すること。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>一般加入電話又は携帯電話等であって、次のいずれにも適合するもの</u></p> <p>イ <u>分散型電源が高圧又は35,000V以下の特別高圧で連系するもの</u>（スポットネットワーク受電方式で連系するものを含む。）であること。</p> <p>ロ <u>災害時等において通信機能の障害により当該一般送配電事業者又は配電事業者と連絡が取れない場合には、当該一般送配電事業者又は配電事業者との連絡が取れるまでの間、分散型電源設置者において発電設備等の解列又は運転を停止すること。</u></p> <p>ハ <u>次に掲げる性能を有すること。</u></p> <p>（イ）分散型電源設置者側の交換機を介さずに直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在所へつながる単番方式）であること。</p> <p>（ロ）・（ハ） （略）</p>	<p>する装置を施設すること。ただし、低圧の電力系統に逆変換装置を用いて分散型電源を連系する場合は、この限りでない。</p> <p>【一般送配電事業者との間の電話設備の施設】（省令第4条、第50条第1項）</p> <p>第225条 高圧又は特別高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合（スポットネットワーク受電方式で連系する場合を含む。）は、分散型電源設置者の技術員駐在箇所等と電力系統を運用する一般送配電事業者の営業所等との間に、次の各号のいずれかの電話設備を施設すること。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>次に適合する場合は、一般加入電話又は携帯電話等</u></p> <p>イ <u>高圧又は35,000V以下の特別高圧で連系する場合</u>（スポットネットワーク受電方式で連系する場合を含む。）であること。</p> <p>ロ <u>一般加入電話又は携帯電話等は、次に適合するものであること。</u></p> <p>（イ）分散型電源設置者側の交換機を介さずに直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）であること。</p> <p>（ロ）・（ハ） （略）</p> <p>ハ <u>災害時等において通信機能の障害により当該一般送配電事業者と連絡が取れない場合には、当該一般送配電事業者との連絡が取</u></p>

改正後						改正前																																
<p>【低圧連系時の施設要件】（省令第14条、第20条）</p> <p>第226条（略）</p> <p>2 低圧の電力系統に逆変換装置を用いずに分散型電源を連系する場合は、逆潮流を生じさせないこと。<u>ただし、逆変換装置を用いて分散型電源を連系する場合と同等の単独運転検出及び解列ができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>【低圧連系時の系統連系用保護装置】（省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項）</p> <p>第227条 低圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、次の各号により、異常時に分散型電源を自動的に解列するための装置を施設すること。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>が運用する電力系統において再閉路が行われる場合は、当該再閉路時に、分散型電源が当該電力系統から解列されていること。</p> <p>三 保護リレー等は、次によること。</p> <p>イ 227-1表に規定する保護リレー等を受電点その他異常の検出が可能な場所に設置すること。</p> <p style="text-align: center;">227-1表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">保護リレー等</th> <th colspan="2">逆変換装置を用いて連系する場合</th> <th colspan="2">逆変換装置を用いずに連系する場合</th> </tr> <tr> <td>検出する異常</td> <td>種類</td> <td>逆潮流有りの場合</td> <td>逆潮流無しの場合</td> <td><u>逆潮流有りの場合</u></td> <td>逆潮流無しの場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>※1</u></td> <td></td> </tr> </table>						保護リレー等		逆変換装置を用いて連系する場合		逆変換装置を用いずに連系する場合		検出する異常	種類	逆潮流有りの場合	逆潮流無しの場合	<u>逆潮流有りの場合</u>	逆潮流無しの場合					<u>※1</u>		<p><u>れるまでの間、分散型電源設置者において発電設備等の解列又は運転を停止すること。</u></p> <p>【低圧連系時の施設要件】（省令第14条、第20条）</p> <p>第226条（略）</p> <p>2 低圧の電力系統に逆変換装置を用いずに分散型電源を連系する場合は、逆潮流を生じさせないこと。</p> <p>【低圧連系時の系統連系用保護装置】（省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項）</p> <p>第227条 低圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、次の各号により、異常時に分散型電源を自動的に解列するための装置を施設すること。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>一般送配電事業者</u>が運用する電力系統において再閉路が行われる場合は、当該再閉路時に、分散型電源が当該電力系統から解列されていること。</p> <p>三 保護リレー等は、次によること。</p> <p>イ 227-1表に規定する保護リレー等を受電点その他異常の検出が可能な場所に設置すること。</p> <p style="text-align: center;">227-1表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">保護リレー等</th> <th colspan="2">逆変換装置を用いて連系する場合</th> <th colspan="1">逆変換装置を用いずに連系する場合</th> </tr> <tr> <td>検出する異常</td> <td>種類</td> <td>逆潮流有りの場合</td> <td>逆潮流無しの場合</td> <td>逆潮流無しの場合</td> </tr> </table>					保護リレー等		逆変換装置を用いて連系する場合		逆変換装置を用いずに連系する場合	検出する異常	種類	逆潮流有りの場合	逆潮流無しの場合	逆潮流無しの場合
保護リレー等		逆変換装置を用いて連系する場合		逆変換装置を用いずに連系する場合																																		
検出する異常	種類	逆潮流有りの場合	逆潮流無しの場合	<u>逆潮流有りの場合</u>	逆潮流無しの場合																																	
				<u>※1</u>																																		
保護リレー等		逆変換装置を用いて連系する場合		逆変換装置を用いずに連系する場合																																		
検出する異常	種類	逆潮流有りの場合	逆潮流無しの場合	逆潮流無しの場合																																		

改正後						改正前					
発電電圧異常上昇	過電圧リレー	○※ <u>2</u>	○※ <u>2</u>	<u>○※<u>2</u></u>	○※ <u>2</u>	発電電圧異常上昇	過電圧リレー	○※ <u>1</u>	○※ <u>1</u>	○※ <u>1</u>	
発電電圧異常低下	不足電圧リレー	○※ <u>2</u>	○※ <u>2</u>	<u>○※<u>2</u></u>	○※ <u>2</u>	発電電圧異常低下	不足電圧リレー	○※ <u>1</u>	○※ <u>1</u>	○※ <u>1</u>	
系統側短絡事故	不足電圧リレー	○※ <u>3</u>	○※ <u>3</u>	<u>○※<u>6</u></u>	○※ <u>6</u>	系統側短絡事故	不足電圧リレー	○※ <u>2</u>	○※ <u>2</u>	○※ <u>5</u>	
系統側地絡事故・高低圧混触事故(間接)	短絡方向リレー			<u>○※<u>7</u></u>	○※ <u>7</u>	系統側地絡事故・高低圧混触事故(間接)	短絡方向リレー			○※ <u>6</u>	
単独運転又は逆充電	単独運転検出装置	○※ <u>4</u>	○※ <u>5</u>	<u>○※<u>4</u></u>	○※ <u>8</u>	単独運転又は逆充電	単独運転検出装置	○※ <u>3</u>	○※ <u>4</u>	○※ <u>7</u>	
	逆充電検出機能を有する装置				○※ <u>2</u>		逆充電検出機能を有する装置			○※ <u>1</u>	
	周波数上昇リレー	○		<u>○</u>			周波数上昇リレー	○			
	周波数低下リレー	○	○	<u>○</u>	○		周波数低下リレー	○	○	○	
	逆電力リレー		○		○※ <u>9</u>		逆電力リレー		○	○※ <u>8</u>	
	不足電力リレー				○※ <u>10</u>		不足電力リレー			○※ <u>9</u>	
※1：逆変換装置を用いて連系する分散型電源と同等の単独運転検出及び解列ができる場合に限る。						(新設)					

改正後	改正前
<p>※2：分散型電源自体の保護用に設置するリレーにより検出し、保護できる場合は省略できる。</p> <p>※3：発電電圧異常低下検出用の不足電圧リレーにより検出し、保護できる場合は省略できる。</p> <p>※4：受動的方式及び能動的方式のそれぞれ1方式以上を含むものであること。系統側地絡事故・高低圧混触事故（間接）については、単独運転検出用の受動的方式等により保護すること。</p> <p>※5：逆潮流有りの分散型電源と逆潮流無しの分散型電源が混在する場合は、単独運転検出装置を設置すること。逆充電検出機能を有する装置は、不足電圧検出機能及び不足電力検出機能の組み合わせ等により構成されるもの、単独運転検出装置は、受動的方式及び能動的方式のそれぞれ1方式以上を含むものであること。系統側地絡事故・高低圧混触事故（間接）については、単独運転検出用の受動的方式等により保護すること。</p> <p>※6：誘導発電機を用いる場合は、設置すること。発電電圧異常低下検出用の不足電圧リレーにより検出し、保護できる場合は省略できる。</p> <p>※7：同期発電機を用いる場合は、設置すること。発電電圧異常低下検出用の不足電圧リレー又は過電流リレーにより、系統側短絡事故を検出し、保護できる場合は省略できる。</p> <p>※8：高速で単独運転を検出し、分散型電源を解列することのできる受動的方式のものに限る。</p> <p>※9：※8に示す装置で単独運転を検出し、保護できる場合は省略できる。</p> <p>※10：分散型電源の出力が、構内の負荷より常に小さく、※8に示す装置及び逆電力リレーで単独運転を検出し、保護できる場合は省略できる。この場合には、※9は省略できない。</p> <p>(備考) (略)</p>	<p>※1：分散型電源自体の保護用に設置するリレーにより検出し、保護できる場合は省略できる。</p> <p>※2：発電電圧異常低下検出用の不足電圧リレーにより検出し、保護できる場合は省略できる。</p> <p>※3：受動的方式及び能動的方式のそれぞれ1方式以上を含むものであること。系統側地絡事故・高低圧混触事故（間接）については、単独運転検出用の受動的方式等により保護すること。</p> <p>※4：逆潮流有りの分散型電源と逆潮流無しの分散型電源が混在する場合は、単独運転検出装置を設置すること。逆充電検出機能を有する装置は、不足電圧検出機能及び不足電力検出機能の組み合わせ等により構成されるもの、単独運転検出装置は、受動的方式及び能動的方式のそれぞれ1方式以上を含むものであること。系統側地絡事故・高低圧混触事故（間接）については、単独運転検出用の受動的方式等により保護すること。</p> <p>※5：誘導発電機を用いる場合は、設置すること。発電電圧異常低下検出用の不足電圧リレーにより検出し、保護できる場合は省略できる。</p> <p>※6：同期発電機を用いる場合は、設置すること。発電電圧異常低下検出用の不足電圧リレー又は過電流リレーにより、系統側短絡事故を検出し、保護できる場合は省略できる。</p> <p>※7：高速で単独運転を検出し、分散型電源を解列することのできる受動的方式のものに限る。</p> <p>※8：※7に示す装置で単独運転を検出し、保護できる場合は省略できる。</p> <p>※9：分散型電源の出力が、構内の負荷より常に小さく、※7に示す装置及び逆電力リレーで単独運転を検出し、保護できる場合は省略できる。この場合には、※8は省略できない。</p> <p>(備考) (略)</p>

改正後	改正前
-----	-----

ロ (略)

四 (略)

2 (略)

【高圧連系時の系統連系用保護装置】 (省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項)

第229条 高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、次の各号により、異常時に分散型電源を自動的に解列するための装置を施設すること。

一 (略)

二 一般送配電事業者又は配電事業者が運用する電力系統において再閉路が行われる場合は、当該再閉路時に、分散型電源が当該電力系統から解列されていること。

三 保護リレー等は、次によること。

イ 229-1表に規定する保護リレー等を受電点その他故障の検出が可能な場所に設置すること。

229-1表

保護リレー等		逆変換装置を用いて連系する場合		逆変換装置を用いずに連系する場合	
		逆潮流有りの場合	逆潮流無しの場合	逆潮流有りの場合	逆潮流無しの場合
検出する異常	種類				
発電電圧異常上昇	過電圧リレー	○※1	○※1	○※1	○※1
発電電圧異常低下	不足電圧リレー	○※1	○※1	○※1	○※1

ロ (略)

四 (略)

2 (略)

【高圧連系時の系統連系用保護装置】 (省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項)

第229条 高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、次の各号により、異常時に分散型電源を自動的に解列するための装置を施設すること。

一 (略)

二 一般送配電事業者が運用する電力系統において再閉路が行われる場合は、当該再閉路時に、分散型電源が当該電力系統から解列されていること。

三 保護リレー等は、次によること。

イ 229-1表に規定する保護リレー等を受電点その他故障の検出が可能な場所に設置すること。

229-1表

保護リレー等		逆変換装置を用いて連系する場合		逆変換装置を用いずに連系する場合	
		逆潮流有りの場合	逆潮流無しの場合	逆潮流有りの場合	逆潮流無しの場合
検出する異常	種類				
発電電圧異常上昇	過電圧リレー	○※1	○※1	○※1	○※1
発電電圧異常低下	不足電圧リレー	○※1	○※1	○※1	○※1

改正後					
系統側短絡事故	不足電圧リレー	○※2	○※2	○※9	○※9
	短絡方向リレー			○※10	○※10
系統側地絡事故	地絡過電圧リレー	○※3	○※3	○※11	○※11
単独運転	周波数上昇リレー	○※4		○※4	
	周波数低下リレー	○	○※7	○	○※7
	逆電力リレー		○※8		○
	転送遮断装置又は単独運転検出装置	○ ※5※6		○ ※5※6 ※12	

※1～5 (略)

※6：単独運転検出装置は、能動的方式を1方式以上含むものであって、次の全てを満たすものであること。なお、地域独立系統に連系する場合は、当該系統においても単独運転検出ができるものであること。

(1)～(3) (略)

※7～12 (略)

(備考) (略)

□ (略)

改正前					
系統側短絡事故	不足電圧リレー	○※2	○※2	○※9	○※9
	短絡方向リレー			○※10	○※10
系統側地絡事故	地絡過電圧リレー	○※3	○※3	○※11	○※11
単独運転	周波数上昇リレー	○※4		○※4	
	周波数低下リレー	○	○※7	○	○※7
	逆電力リレー		○※8		○
	転送遮断装置又は単独運転検出装置	○ ※5※6		○ ※5※6 ※12	

※1～5 (略)

※6：単独運転検出装置は、能動的方式を1方式以上含むものであって、次の全てを満たすものであること。

(1)～(3) (略)

※7～12 (略)

(備考) (略)

□ (略)

改正後	改正前
<p>四 (略)</p> <p>【特別高圧連系時の施設要件】 (省令第 18 条第 1 項、第 42 条)</p> <p>第 230 条 特別高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合 (スポットネットワーク受電方式で連系する場合を除く。) は、次の各号によること。</p> <p>一 <u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>が運用する電線路等の事故時等に、他の電線路等が過負荷になるおそれがあるときは、系統の変電所の電線路引出口等に過負荷検出装置を施設し、電線路等が過負荷になったときは、同装置からの情報に基づき、分散型電源の設置者において、分散型電源の出力を適切に抑制すること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 前号に規定する中性点接地工事を施すことにより、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>が運用する電力系統において電磁誘導障害防止対策や地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合は、適切な対策を施すこと。</p> <p>【特別高圧連系時の系統連系用保護装置】 (省令第 14 条、第 15 条、第 20 条、第 44 条第 1 項)</p> <p>第 231 条 特別高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合 (スポットネットワーク受電方式で連系する場合を除く。) は、次の各号により、異常時に分散型電源を自動的に解列するための装置を施設すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>が運用する電力系統において再閉路が行われる場合は、当該再閉路時に、分散型電源が当該電力系統から解列されていること。</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>四 (略)</p> <p>【特別高圧連系時の施設要件】 (省令第 18 条第 1 項、第 42 条)</p> <p>第 230 条 特別高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合 (スポットネットワーク受電方式で連系する場合を除く。) は、次の各号によること。</p> <p>一 <u>一般送配電事業者</u>が運用する電線路等の事故時等に、他の電線路等が過負荷になるおそれがあるときは、系統の変電所の電線路引出口等に過負荷検出装置を施設し、電線路等が過負荷になったときは、同装置からの情報に基づき、分散型電源の設置者において、分散型電源の出力を適切に抑制すること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 前号に規定する中性点接地工事を施すことにより、<u>一般送配電事業者</u>が運用する電力系統内において電磁誘導障害防止対策や地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合は、適切な対策を施すこと。</p> <p>【特別高圧連系時の系統連系用保護装置】 (省令第 14 条、第 15 条、第 20 条、第 44 条第 1 項)</p> <p>第 231 条 特別高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合 (スポットネットワーク受電方式で連系する場合を除く。) は、次の各号により、異常時に分散型電源を自動的に解列するための装置を施設すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>一般送配電事業者</u>が運用する電力系統において再閉路が行われる場合は、当該再閉路時に、分散型電源が当該電力系統から解列されていること。</p> <p>三・四 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p><u>【地域独立運転時の主電源設備及び従属電源設備の保護装置】</u> (省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項)</p> <p><u>第233条 地域独立運転を行う場合は、次の各号により、主電源設備及び従属電源設備を施設すること。</u></p> <p><u>一 次に掲げる異常を保護リレー等により検出し、主電源設備及び従属電源設備を自動的に解列すること。</u></p> <p><u>イ 主電源設備の異常又は故障</u></p> <p><u>ロ 地域独立系統の短絡事故又は地絡事故</u></p> <p><u>ハ 地域独立系統の需要場所（地域独立系統との協調をとることができないものに限る。）における短絡事故又は地絡事故</u></p> <p><u>二 従属電源設備の異常又は故障を保護リレー等により検出し、従属電源設備を自動的に解列すること。</u></p> <p><u>2 地域独立系統に隣接する一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者が運用する電力系統と地域独立系統の接続が行われる場合は、当該接続時に、主電源設備及び従属電源設備が地域独立系統から解列されていること。</u></p> <p><u>【地域独立系統運用者との間の電話設備の施設】</u> (省令第4条、第50条第1項)</p> <p><u>第234条 地域独立運転を行う場合は、地域独立系統運用者の技術員駐在所等と次の各号に掲げる者の技術員駐在所等との間に、電話設備を施設すること。</u></p> <p><u>一 隣接する電力系統を運用する一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者</u></p> <p><u>二 主電源設備を設置する者</u></p> <p><u>2 前項の電話設備は次の各号のいずれかとする。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>一 電力保安通信用電話設備</u></p> <p><u>二 電気通信事業者の専用回線電話</u></p> <p><u>三 一般加入電話又は携帯電話等であつて、次のいずれにも適合するもの</u></p> <p><u>イ 主電源設備及び従属電源設備が高圧又は 35,000V 以下の特別高圧で連系するもの（スポットネットワーク受電方式で連系するものを含む。）であること。</u></p> <p><u>ロ 災害時等において通信機能の障害により地域独立運転を行う地域独立系統に隣接する電力系統を運用する事業者と連絡が取れない場合には、当該事業者との連絡が取れるまでの間、地域独立系統運用者において主電源設備及び従属電源設備の解列又は運転の停止をすること。</u></p> <p><u>ハ 次に掲げる性能を有すること。</u></p> <p><u>（イ） 地域独立系統運用者側の交換機を介さずに直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在所へつながる単番方式）であること。</u></p> <p><u>（ロ） 話中の場合に割り込みが可能な方式であること。</u></p> <p><u>（ハ） 停電時においても通話可能なものであること。</u></p>	